



平成22年11月16日

各位

会社名 新日本建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 金網 一男
(コード番号1879 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 高橋 苗樹
(TEL. 043-213-1111)

主要株主及び支配株主(親会社を除く。)の異動に関するお知らせ

平成22年11月16日付で、当社の主要株主に異動がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

当社代表取締役社長金網一男より、平成22年11月16日付で当社が実施した自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)に参加し、当社の株式の一部を売却した旨の報告があり、当社の主要株主及び支配株主(親会社を除く。)の異動を確認したものであります。なお、当該の自己株式取得に関しては、支配株主との取引等に該当します。

2. 異動した株主の概要

- (1) 氏名 金網 一男
- (2) 住所 千葉市中央区

3. 異動した株主の議決権の数(所有持株数)及び総株主の議決権の数に対する割合

| | 議決権の数 (所有株式数) | 総株主の議決権の 数に対する割合 | 大株主順位 |
|------------------------|---------------------------|---------------------|-------|
| 異動前 (平成22年9月30日現在) | 85,407 個 (8,540,716 株) | 13.94% | 2 位 |
| 異動後 (平成22年11月16日現在) | 57,407 個 (5,740,716 株) | 9.82% | 3 位 |

(注1) 異動前の議決権所有割合は、平成22年9月30日現在の発行済株式総数61,360,720株から議決権を有しない株式数95,630株を控除した総株主の議決権の数612,390個を基準として計算しております。

(注2) 異動後の議決権所有割合は、平成22年9月30日現在の発行済株式総数61,360,720株から議決権を有しない株式数95,630株を控除した総株主の議決権の数612,390個から本日(平成22年11月16日)取得した自己株式分28,000個を差し引いた584,390個を基準として計算しております。

(注3) 大株主順位欄は、平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として推定しております。

4. 異動年月日

平成22年11月16日

5. 今後の見通し

本件が当社業績等に与える影響はありません。

6. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得は、当社の支配株主である代表取締役社長金綱一男が売り手として参加することを前提として行ったものであるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が平成22年7月5日に開示しましたコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本自己株式取得の適合状況は以下のとおりです。

同指針では、支配株主との取引等を行う際には、取締役会による審議・決定という手続きを了するよう示されており、そのため当社は、平成22年11月15日において臨時取締役会を開催し、支配株主と利害関係のない社外監査役2名（独立監査役1名）が参加した審議を行い、取締役会決議をもって本自己株式取得の実施を決定しており、当該社外監査役2名からは、本自己株式取得が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見をいただいております。

本自己株式取得は、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としており、現在の株価水準および今後の業績推移・資本政策等を考慮し、現在の余剰資金を鑑み、購入のタイミングおよび購入額を決定し実施することにいたしました。

また、公正性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む）での本自己株式取得を行っており、かつ利益相反を回避するため、当社の代表取締役社長である金綱一男は上記臨時取締役会に参加しておらず、当社の立場において本自己株式取得に関する審議には参加しておりません。

したがって、かかる対応は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しているものと判断しております。

なお、本日、本自己株式取得の取引が終了した時点において、改めて上記社外監査役2名（独立監査役1名）について当該取引内容を確認したところ、上記方法にて実施されていることから、本自己株式取得が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見をいただいております。

以 上